

令和元年9月
国土交通省航空局

東京国際空港の指定した円錐表面及び外側水平表面の変更について

1. 概要

東京国際空港において、新飛行経路の導入に伴い、航空法（昭和27年法律第231号）に基づき、円錐表面及び外側水平表面を変更するものです。（詳細は別図のとおり。）

2. 今後の予定

頂いたパブリックコメントのほか、本年10月29日に開催する航空法に基づく公聴会において利害関係の皆様からご意見を述べて頂いた後に、同法に定められた審査基準に従って当該事項に関する決定をする予定です。